

新 旧 対 照 表

改正後	現行
<p>佐賀西部地域森林計画書</p> <p>I 計画の大綱 略</p> <p>II 第1 略</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。</p> <p>具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣による被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。</p> <p>また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。</p> <p>これらについては、森林クラウドシステムを効果的に活用し、総合的な森林資源の管理や効率的な施業の推進を図ることとする。</p> <p>なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。</p> <p>ア 「森林保全ゾーン」</p> <p>特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進し、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進すると共に、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山</p>	<p>佐賀西部地域森林計画書</p> <p>I 計画の大綱 略</p> <p>II 第1 略</p> <p>第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 森林の整備及び保全の基本方針</p> <p>森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。</p> <p>具体的には、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健/レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を期待する「森林保全ゾーン」、木材等生産機能の発揮を期待する「林業振興ゾーン」に区分し、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮にも配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣による被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。</p> <p>また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。</p> <p>その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性にも配慮する。</p> <p>これらについては、森林クラウドシステムを効果的に活用し、総合的な森林資源の管理や効率的な施業の推進を図ることとする。</p> <p>なお、発揮を期待する機能に応じた森林の区分ごとの森林整備の基本方針については、以下のとおり定めることとする。</p> <p>ア 「森林保全ゾーン」</p> <p>特に水源涵養機能又は山地災害防止機能を増進させる必要のある森林について、良質な水の安定供給又は災害に強い県土基盤を形成する観点から、水源涵養又は山地災害防止の機能/土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進し、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進すると共に、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源の涵養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山</p>

新 旧 対 照 表

腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐り及集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 略

第3 森林整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案し、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、土砂の流出等を未然に防止し、

腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、県土の保全と安全で住みよい環境の整備を図る。

また、県民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、県民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進すると共に、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進することとする。

なお、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 「林業振興ゾーン」

特に木材等生産機能を増進させる必要のある森林について、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化及び路網の整備を通じた効率的な整備を推進することとする。

具体的には、自然条件や経営目的に応じ、適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐を推進し、森林の健全性を確保することにより、持続的・安定的に木材等の生産を図る森林施業を推進することとし、高い成長量を有する単層状態の森林や、群状・帯状の抜き伐り及集約的な作業によって常時多様な立木が存する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

(3) 略

第3 森林整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2に定める「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急と言った自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。さらに野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

立木の伐採の標準的な方法及び立木の標準伐期齢については、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案し、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採により行うものとする。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて、森林の有する多面的機能の維持増進に配慮して行うこととし、土砂の流出等を未然に防止し、

新 旧 対 照 表

<p>林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することとする。</p> <p><u>また、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。</u></p> <p>伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。</p> <p>また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとす。</p> <p>さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。</p> <p>なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 皆伐</p> <p>主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については適確な更新を図ることとする。</p> <p>イ 択伐</p> <p>主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> <p>(2) (3) 略</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。</p> <p>また、更新に当たっては、<u>花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（サガンスギ等）の植栽、広葉樹の導入等に努める。</u></p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>略</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p>	<p>林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮することとする。</p> <p>伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。</p> <p>また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとす。</p> <p>さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全のため、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。</p> <p>なお、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 皆伐</p> <p>主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、保残帯を設け、伐採箇所については適確な更新を図ることとする。</p> <p>イ 択伐</p> <p>主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> <p>(2) (3) 略</p> <p>2 造林に関する事項</p> <p>裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。</p> <p>(1) 人工造林に関する指針</p> <p>略</p> <p>ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p>
---	---

新 旧 対 照 表

<p>適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置き、成長に優れ、強度を有し、花粉が少ないサガンスギ等（次世代スギ精英樹）やヒノキ等針葉樹を植栽する。</p> <p><u>なお、サガンスギをはじめとした、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木の増加に努める。</u></p> <p><u>また、</u>クヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全、多様な森林づくり等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 略</p> <p>ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針 略</p> <p>(2) (3) (4) 略</p> <p>3 間伐及び保育に関する事項 略</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 略</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 略</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>森林施業の合理化については、<u>森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めるとともに、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>ア 林業事業者の体質強化 略</p> <p>イ 林業事業者の養成及び確保</p> <p><u>林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、さが林業アカデミーで学ぶ若者等や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野拡大、女性等の活躍・定着等に取り組む。また、林業事業者の体質強化により作業間断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善を図るとともに、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。また、事業者の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 林業後継者の育成 略</p>	<p>適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置き、成長に優れ、強度を有し、花粉が少ないサガンスギ等（次世代スギ精英樹）やヒノキ等針葉樹、クヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全、多様な森林づくり等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さかの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推進する。</p> <p>イ 人工造林の標準的な方法に関する指針 略</p> <p>ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針 略</p> <p>(2) (3) (4) 略</p> <p>3 間伐及び保育に関する事項 略</p> <p>4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 略</p> <p>5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 略</p> <p>6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項</p> <p>森林施業の合理化については、流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、以下の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針</p> <p>ア 林業事業者の体質強化 略</p> <p>イ 林業事業者の養成及び確保</p> <p>林業事業者の体質強化により作業間断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入や通年雇用化を促進し、就労条件の改善を図るとともに、技能などの客観的評価の促進などによる処遇の改善を図る。また、事業者の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。</p> <p>さらには、林業事業者の段階的な技術研修等を実施し、専門的知識・技能の修得、技術の向上による人材の養成に努めるものとする。</p> <p>また、佐賀県林業の魅力発信に努めるとともに、林業従事者を新たに見出し教育する取組を推進する。</p> <p>ウ 林業後継者の育成 略</p>
--	---

新 旧 対 照 表

<p>(4) 略</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>ア 木材流通の合理化</p> <p>流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、事業者が取り扱う木材は合法伐採木材等となるよう取組を強化する。</p> <p>また、大径木製材工場、集成材工場、バイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制の整備について促進するものとする。</p> <p>イ 木材加工の合理化</p> <p>地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。また、建築物の木造・木質化により、建築資材として需要の増加が見込まれることから製材品の量産に努めるものとする。</p> <p>ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成</p> <p>民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 (1) (2) 略</p> <p>(3) 土地の形質変更にあたって留意すべき事項</p> <p>森林の土地の保全については第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標及びその森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。</p> <p>また(2)に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。</p> <p>なお、土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。</p> <p>また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。</p> <p>さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>特に、太陽光発電施設の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針</p> <p>ア 木材流通の合理化</p> <p>流域を単位として計画的な木材生産を推進し、伐出の共同化の促進等により出材ロットの拡大を図るとともに、集成材工場やバイオマス発電施設へ木材を供給する流通体制の整備について促進するものとする。</p> <p>また、佐賀西部地域においては、大径木製材施設の整備に伴い、今後成熟し大径化した木材の需要が増加することから、それに対応した流通体制の整備についても促進するものとする。</p> <p>イ 木材加工の合理化</p> <p>地域材の加工の低コスト化、高付加価値化を図るため、高性能機械の導入による製材工場等の近代化や高次加工工場の導入等に努めるものとする。また、ウッドショック（木材価格の高騰と木材不足）により、建築資材として需要の増加が見込まれることから製材品の量産に努めるものとする。</p> <p>ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成</p> <p>民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、ふる郷木づかいプロジェクトにおいて活動を支援し、地域材の産地形成の推進などについて地域の林業関係者等の合意形成に努めるものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>第4 森林の保全に関する事項</p> <p>1 (1) (2) 略</p> <p>(3) 土地の形質変更にあたって留意すべき事項</p> <p>森林の土地の保全については第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標及びその森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。</p> <p>また(2)に該当する森林については、森林の土地の保全に特に留意するものとする。</p> <p>なお、土地の形質の変更にあたっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。</p> <p>また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。</p> <p>さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>特に、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影</p>
---	--

新 旧 対 照 表

<p><u>規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された</u>開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施等に配慮するものとする。</p> <p><u>加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規正法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 保安施設に関する事項 略</p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項 略</p> <p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6</p> <p>1～4略</p> <p>5 保安林の整備及び治山事業に関する計画</p> <p>(1) (2) 略</p>	<p>響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取り組みの実施等に配慮するものとする。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 保安施設に関する事項 略</p> <p>3 鳥獣害の防止に関する事項 略</p> <p>4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6</p> <p>1～4略</p> <p>5 保安林の整備及び治山事業に関する計画</p> <p>(1) (2) 略</p>
--	---

新 旧 対 照 表

(3) 実施すべき治山事業の数量

		森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画			
唐津市	旧唐津市	ニタ子、高島、佐志中山、佐志、河内、星ヶ倉、神集島		7	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	浜玉町	大妙、横田上、 <u>大迫</u>		3	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	七山村	山影、蟹川、滝川、桑原、久保、岩屋ノ下、ユスノキ、境野、藪田、エナギ、本山、五間岩、仁部、 <u>大屋敷、山田、山口</u>		16	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	巖木町	岩詰、山中、天川、坂口、新屋敷、赤仁田、平之、中島		8	4	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	相知町	五郎谷、藤原、東巖野、太良、滝ノ元、杉野、楠、萩平、庵の谷、湯屋、 <u>白岩、正部田</u>		12	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	北波多町	竹有、志気、岸山、矢代		4	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	肥前町	上ヶ倉、中浦、入野		3	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	鎮西町	加倉		1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	呼子町	愛宕		1	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
玄海町		藤平、諸浦、宮迫、下口		4	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
伊万里市		岩谷、東田代、立石、佐屋、丹花、五本柳、松原、瑞泉寺、黒尾岳、浪瀬峠、牟田良、屋敷野、長原、川原、深川内、 <u>立川、十夜川内、峰、乙女、大久保、東下浦丸、山崎古郷、竹ノ宮郷、島瀬子</u>		24	18	溪間工、山腹工、本数調整伐	
有田町	有田町	赤絵、戸杓、猪の子谷、南山、下南川良山、大樽、穂波ノ尾、大野、岩崎、釋古場、中樽、 <u>白川</u>		12	12	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	西有田町	唐船山、開田、山谷牧、広瀬山、山下、 <u>勝倉、天邊寺、広瀬、上木村</u>		9	6	溪間工、山腹工、本数調整伐	
合 計				104	63		

第7 略

(3) 実施すべき治山事業の数量

		森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の計画			
唐津市	旧唐津市	ニタ子、高島、佐志中山、佐志、河内、星ヶ倉、神集島		7	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	浜玉町	大妙、横田上		2	1	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	七山村	山影、蟹川、滝川、桑原、久保、岩屋ノ下、ユスノキ、境野、藪田、エナギ、本山、五間岩、仁部		13	8	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	巖木町	岩詰、山中、天川、坂口、新屋敷、赤仁田、平之、中島		8	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	相知町	五郎谷、藤原、東巖野、太良、滝ノ元、杉野、楠、萩平、庵の谷、湯屋		10	5	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	北波多町	竹有、志気、岸山、矢代		4	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	肥前町	上ヶ倉、中浦、入野		3	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	鎮西町	加倉		1	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	呼子町	愛宕		1	0	溪間工、山腹工、本数調整伐	
玄海町		藤平、諸浦、宮迫、下口		4	3	溪間工、山腹工、本数調整伐	
伊万里市		岩谷、東田代、立石、佐屋、丹花、五本柳、松原、瑞泉寺、黒尾岳、浪瀬峠、牟田良、屋敷野、長原、川原、深川内		15	7	溪間工、山腹工、本数調整伐	
有田町	有田町	赤絵、戸杓、猪の子谷、南山、下南川良山、大樽、穂波ノ尾、大野、岩崎、釋古場、中樽		11	11	溪間工、山腹工、本数調整伐	
	西有田町	唐船山、開田、山谷牧、広瀬山、山下		5	2	溪間工、山腹工、本数調整伐	
合 計				84	47		

第7 略